# 施術所の開設手続きについて

# 1. 必要書類

提出書類	施術所開設届 2部
提出時期	施術所開設後10日以内
添付書類等	1) 定款等の写し及び登記事項証明書(開設者が法人の場合)
	2) 施術所の平面図
〈各2部提出〉	(施術室・待合室の各面積及びその区画、外気開放部分、換気扇の位置、施術用器具、
	消毒設備の配置箇所を記入)
	3)施術所への案内図
	4) 施術者の免許証の写し(原本照合しますので、本証をご持参ください)
	5) 施術者の身分証明書(運転免許証等原本)の提示
	6) 開設者が個人の場合、開設者の身分証明書(運転免許証等原本)の提示
V	
	※あん摩マッサージ、はり、きゅう業と柔道整復業の双方を併せて開設するときは、
	それぞれ別の開設届の提出が必要になります。その際の構造設備及び施設名称の留意事
	項については以下2.3をご参照ください。

※不正防止のため本人確認を行っております。施術者及び個人開設者は運転免許証等の身分証明書原本の提示をお願いします。また個人開設の場合、開設者本人が来所し、身分証明書原本の提示をお願いします。

# 2. 構造設備基準

構造設備については法令で規定されています。下記の事項に適合するようにして下さい。(あはき法:あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔整法:柔道整復師法 あはき規:あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則、柔整規:柔道整復師法施行規則)法令で規定されていない事項は指導基準です。

### (1) 区画

- ① 待合室など他の室とは固定壁等で区画すること
- ② 住居・店舗等と構造上独立していること

### (2) 待合室

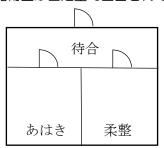
① 内法で3.3 ㎡以上とすること(あはき規第25条第2号・柔整規第18条第2号)

### (3) 施術室

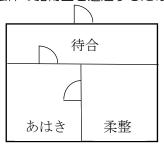
- ① 内法で 6.6 ㎡以上とし施術専用とすること(あはき規第 25 条第 1 号・柔整規第 18 条第 1 号)
- ② 室面積の7分の1以上に相当する外気開放部分を設けること。ただし、適当な換気設備があるときはこの限りでない(あはき規第25条第3号・柔整規第18条第3号)
- ③ ベッドは完全な個室にしないこと。(カーテン可)
- ③ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を設けること(あはき規第 25 条第 4 号・柔整規第 18 条第 4 号) 例示:流水設備を設けること
- ④ はりを業とする場合は、オートクレーブ・煮沸消毒器・乾熱滅菌機のいずれかを有すること (全てディスポーザブルの場合不要)

### (4) 同一建物内であん摩マッサージ指圧、はり、きゅうと柔道整復の施術所を開設する場合

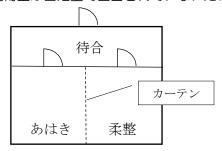
- ① あはき法及び柔整法に基づく免許を有する施術者が 1 人で開設する場合、施術室は兼用可能
- ② 2人以上であはき法及び柔整法に基づく施術を行う場合、待合は兼用可能だが、施術室(6.6 ㎡以 上) はあはき法及び柔整法に規定するものをそれぞれ設け、固定壁等で区画すること
- ③ 施術所内で民間療法(整体、カイロ等)を行うことは不可



×他の法律の施術室を通過するため不可



〇双方施術室が固定壁で区画されている ×双方施術室が固定壁で区画されていないため不可



# 3. 名称

施設名称は広告規制の対象であり、医療法、あはき法、柔整法その他の法律に抵触しないようにして下さい。

#### (1)使用できない名称

① 病院又は診療所に紛らわしい名称(医療法第3条)

(例:〇〇療院(〇〇はり療院は可)、〇〇治療所(〇〇はり治療所は可)、〇〇はり科、〇〇きゅう科)

② あはきと柔整が混在した名称(あはき法第7条第1項・柔整法第24条第1項)

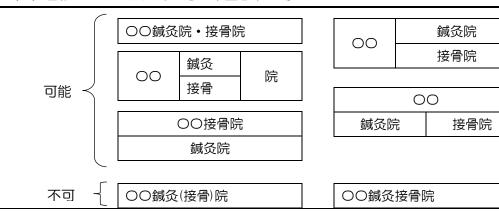
(例:〇〇鍼灸接骨院)

③ 施術所で認められていない民間療法名の使用(あはき法第7条第1項・柔整法第24条第1項) (例:○○整体鍼灸院・○○カイロプラクティック接骨院)

④ 施術者の流派その他技能経歴を含んだ名称(あはき法第7条第2項・柔整法第24条第2項) (例:〇〇流鍼灸治療院)

⑤ 適応症を含んでいる名称(医療法その他関係法令による広告について: 医収第 1027 号) (例:〇〇腰痛マッサージ治療院)

## (2) 看板のレイアウト(あはき・柔整兼業の場合)



# 4. 広告

あはき法及び柔整法に定められた事項以外は広告不可です。

### (1) 広告できる事項(あはき法第7条第1項・平成11年3月29日付厚生省告示第69号)

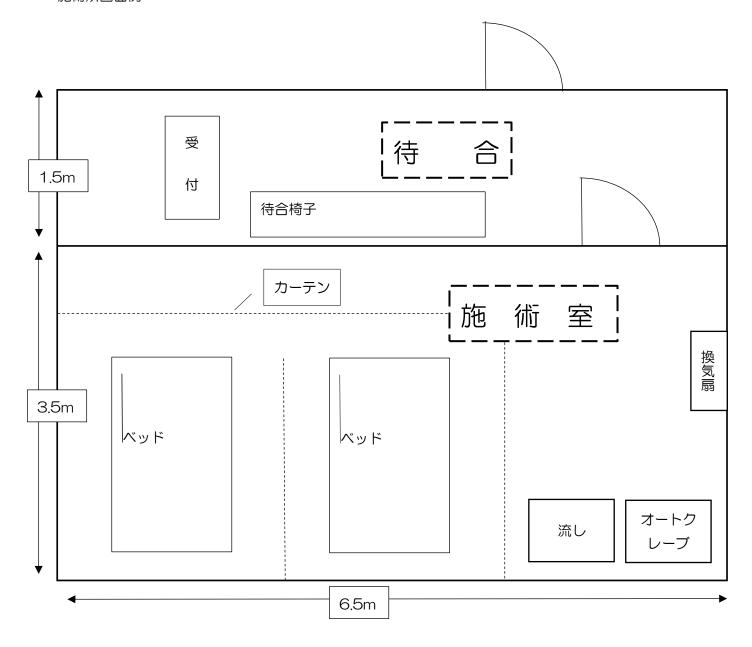
- ① 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- ② 第一条に規定する業務の種類(あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう)
- ③ 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ④ 施術日又は施術時間
- ⑤ その他厚生労働大臣が指定する以下事項
  - 1) もみりようじ
  - 2) やいと、えつ
  - 3) 小児鍼(はり)
  - 4) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく開設の届出をした旨
  - 5) 医療保険療養費支給申請ができる旨 (申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
  - 6) 予約に基づく施術の実施
  - 7) 休日又は夜間における施術の実施
  - 8) 出張による施術の実施
  - 9) 駐車設備に関する事項

### (2) 広告できる事項(柔整法第24条第1項・平成11年3月29日付厚生省告示第69号)

- ① 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- ② 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ③ 施術日又は施術時間
- ④ その他厚生労働大臣が指定する事項
  - 1) ほねつぎ(又は接骨)
  - 2) 柔道整復師法に基づく開設の届出をした旨
  - 3) 医療保険療養費支給申請ができる旨 (脱臼きゆう又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
  - 4) 予約に基づく施術の実施
  - 5) 休日又は夜間における施術の実施
  - 6) 出張による施術の実施
  - 7) 駐車設備に関する事項

### (3) 広告できない事項(例示)

- ① 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項
- ② 適応症
- ③ 医師またはこれに紛らわしい名称 (例:鍼灸医 〇〇)



問い合わせ先:新宿区保健所衛生課医薬衛生係

電話:03(5273)3845

受付時間:午前8時30分から午後5時まで

(土、日、祝日は休み) 作成日:平成30年8月1日